

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住所
返納者
氏名

宅地建物取引士証の返納について

〔 宅地建物取引業法第22条の2第6項
宅地建物取引業法施行規則第14条の15第5項 〕の規定により、別添の

とおり宅地建物取引士証を返納します。

返納理由

- 1 宅地建物取引業法第22条の規定による登録の消除
- 2 宅地建物取引士証の有効期間の満了による失効
- 3 亡失した宅地建物取引士証の発見

(注) 返納理由は、該当する事項の番号を○で囲んでください。